

医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画

令和5年4月策定

四国こどもとおとなの医療センター

医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画

令和5年4月1日

四国こどもとおとなの医療センター院長

四国こどもとおとなの医療センターにおける医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画（以下「本計画」という。）は、医療法（昭和23年号外法律第205号）第39条の19の規定に基づく四国こどもとおとなの医療センター（以下「当院」という。）に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるための計画である。

医療法（昭和23年号外法律第205号）

第四節 医療従事者の確保等に関する施策等

[病院又は診療所の管理者の責務]

第三十条の十九 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

2. 計画の推進に向けた体制整備等

当院では、組織全体で継続的に本計画を推進するため、管理課が関係部署と連携しながら、取組の推進状況の把握、課題の検討を行う。

3. 計画等の公表

本計画等については、院内掲示・病院ホームページ等により公表する。

4. 計画の推進責任者

本計画を推進するにあたり、次の者を推進責任者とする。

副院長 前田 和寿